

第一號議案 船内労働時間制定に関する件

主 文

吾等は經濟上立人道上取内一日八時間労働制の確立を期す

理 由

貨銀労働者の労働生活はその有様的關係に立つ各種労働条件によつて拘束さる決定される。今日海上には最低賃銀制の確立を見てゐるが本制度は是に對應すべき労働量の決定あくしては平質的に採取の強化を意味するに止まると共に乗組食問題の解決を曖昧に付せんとする逆效果を齎す。精に陸上労働に比しの過激の度に於て危險の度に於いて同一の論に准ざる海上労働に對して未だ本問題の解決を助長すべき何等の方法手段の講ぜられてゐることは吾等の最も遺憾とする處であつて吾等は労働生活の基本的要素として是が実現を期すものである。

實 行 方 法

海事協同會の協議事項とし

各取内の実情に照應して実際問題として是を獲得する事。

第二號議案 年二回定期昇給制度の確立に関する件

主 文

吾等は労働賃銀を海員生活線の上昇適應せしむるため年二回定期昇給制度の確立並実施を要求す

理 由

海運の健実なる發達を期するためには、海運の原動力たる海員の生活を保証すべくに定期賃銀を支給し、以て船内に於けるその全能力を發揮せしりなければならぬ。吾等は既に海上最底賃銀制を獲得し、一見海員生活の最小限度を保証されど力説を呈してゐるが然る、最底賃銀の最高賃銀化的現象は社會進化の趨勢即ち、家族の増員並物價騰貴等の不可避的事実に對し重大なる矛盾でなければならぬ、是れ吾等が本案を提出し海員生活線の上昇に對して労働賃銀を適應せしめんとする所以であら

實 行 方 法

關係各取主に提出して其の実現を図ること